

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成28年7月31日が有効期限ですが、平成27年中の所得状況等により、平成28年度も引き続き認定される方には、新しい認定証（有効期限は平成29年7月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成28年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持参の上、手続きしてください。

○ 平成28年度の保険料について

保険料額決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

■ 保険料の決まり方（年額）

〔被保険者全員が納める額〕 〔所得に応じて納める額〕

$$\begin{array}{ccccc} \text{均 等 割 額} & + & \text{所 得 割 額} & = & \text{青森県の保険料（限度額57万円）} \\ (40,514 \text{ 円}) & & (\text{基礎控除後の所得} \times \text{所得割率}(7.41\%)) & & \end{array}$$

※ 基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。

○ 保険料の軽減措置について

所得が一定額以下の場合は、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

○ 保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を納めることが著しく困難になった場合は、申請により減免等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

その他ご不明な点は、税務住民課国保グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合（TEL 017-721-3821）までお問い合わせください。

○「いきいき健康づくりのために」パンフレットについて

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんに、健康を維持しながら、いつまでも健やかに過ごしていただきたいという願いを込めて「いきいき健康づくりのために」というパンフレットを作成しています。

ご覧になりたい方は、東通村役場税務住民課国保グループまでお問い合わせください。

創業塾第3期生募集!! ～下北で創業・起業したい!～

むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村では、地域資源などを活かした新たなビジネスでの創業・起業を応援するため、「創業塾」を開催します。

この塾では創業に必要とされる「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの基礎的な知識習得から、ビジネスプランの作成まで学ぶことが出来ます。創業支援の専門家であるインキュベーションマネージャー（略称：IM）を講師に迎え、1期10人以内の少人数制のゼミ形式により実施します。

「創業塾」修了生は、所定の手続きにより「株式会社を設立する際にかかる登録免許税が半額」になります。

日 時		カリキュラム	詳 細
7月2日	各 土曜日 18時～20時	創業スタートアップ	【場所】むつ来さまい館 1F 会議室 【講師】創業支援の専門家 （インキュベーション・マネージャー） 鎌田 直人 氏 【受講料】無料
7月9日		ビジネスプラン作成	
7月23日		資金調達・融資制度	
7月30日		創業に必要な手続き、会計の基礎	
8月6日		マーケティングについて	

【お問い合わせ・申込先】東通村経営企画課 27-2111（内線241）